

I 総論

1 計画策定の趣旨

本市の高齢化率は、平成27年で29.4%（平成27年国勢調査）であったものが、平成29年には30%を超え、全国より急速に高齢化が進んでおります。また、平成29年3月分の要介護認定率が19.9%と前年に比べ減少しているものの県平均よりは高く、保険給付額も高い状況にあります。

第6期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え、高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で元気で生き生きと暮らし続けられるよう、健康寿命を延伸するため、介護予防を重点的に推し進めながら、医療や介護、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し施策を展開いたしました。

第7期計画では、第6期計画で構築した、地域包括ケア体制を深化・推進するとともに、介護保険を持続可能な制度としていくため、高齢者の介護予防、健康づくりの推進、介護保険サービスの適正化に向けて更なる施策を展開することとしています。

今後も高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画です。これは、本市における65歳以上のすべての高齢者を対象としたものです。

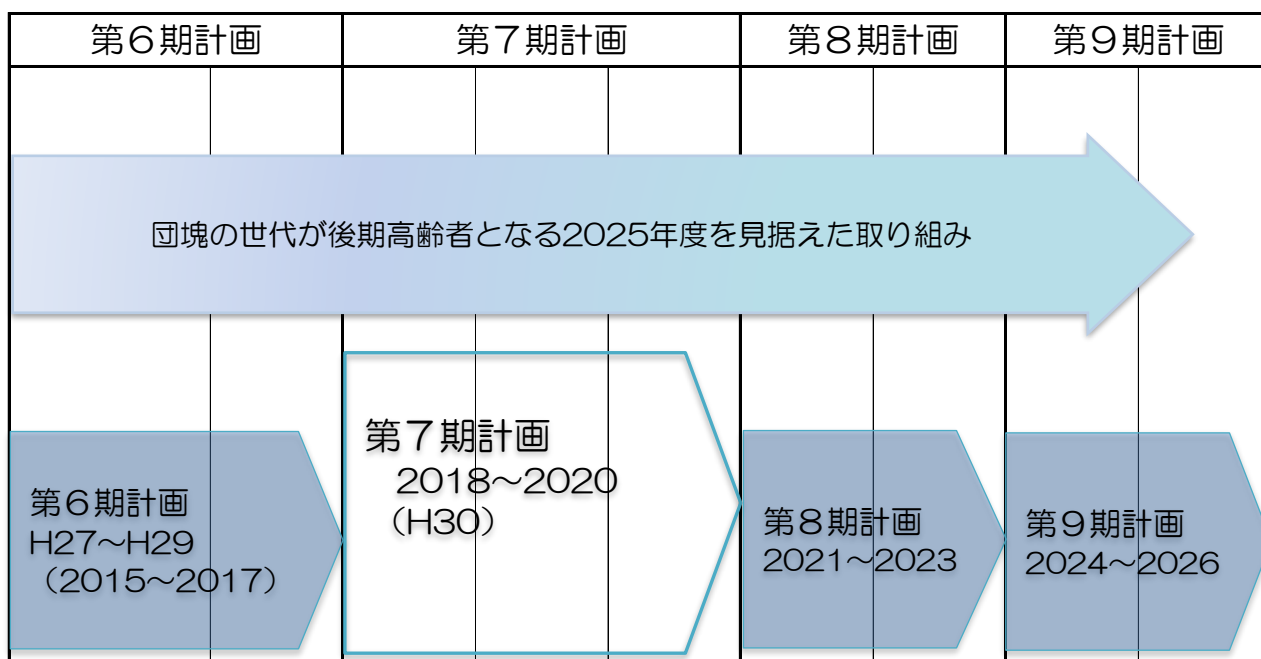
一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画です。これは、介護等が必要な高齢者を対象とするもので、介護保険サービス等の必要量とその供給体制等に係る事項について定める計画です。

高齢者に関する福祉施策と介護保険事業を総合的・体系的に実施していくため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

3 計画期間の設定

市では、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定することから、計画期間を同一に平成30年度から3年間とし、2020年度に見直しをすることとします。

第6期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を策定しました。第7期計画では第6期計画で取り組んできた地域包括ケア体制を深化・推進する計画となります。



4 計画の策定

(1) 計画策定に当たっての基本的な考え方

この計画の策定に当たっては、基本方針として次の点を考慮しています。

- 青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画、青森県保健医療計画との調和を図りました。
- 弘前市経営計画との調和を図りました。
- 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握するため、介護予防・日常生活圏域二一ズ調査を行い基礎資料としました。
- 高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスを見込むため在宅介護実態調査を行い基礎資料としました。

(2) 住民参加による計画策定プロセス

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会の開催

開催数	5回	平成29年	7月26日
		平成29年	9月29日
		平成29年	12月15日
		平成30年	2月 2日
		平成30年	2月19日

(3) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域診断に活用するため実施しました。

- 調査区域：弘前市内全域
- 調査対象者：平成28年11月18日現在、弘前市に在住する65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2認定者（要介護1～5認定者を除く）
- 調査期間：平成28年12月12日～12月26日
- 調査方法：対象者へ郵送配布・郵送回収
- 有効回答数：3,310人
- 有効回答率：66.2%

(4) 在宅介護実態調査

「高齢者の在宅生活」及び「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を見込むため実施しました。

- 調査区域：弘前市内全域
- 調査対象者：在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人で平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間に認定調査の対象者となる方
- 調査期間：平成29年1月1日～3月31日
- 調査方法：認定調査員が認定調査において聞き取りし調査票に記入
- 回答者数：569人

5 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域とは

日常生活圏域は、介護保険法により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域として、地域の実情に応じて定めるものとしています。

(2) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域の設定に当たっては、第3期事業計画策定において、中学校区をその圏域とすることとし、7圏域としました。

平成29年4月からの中学校区の一部見直しに伴い、日常生活圏域も同様に見直しをしました。

第7期事業計画においても、日常生活圏域ごとに構築した地域ケア体制の継続や地域住民への影響も踏まえて、現行通り7圏域とします。

(3) 日常生活圏域

